寄附金制度

　長岡技術科学大学では、企業や個人篤志家より本学の学術研究や教育の充実発展に活用することを目的とする寄附金を受け入れております。

**Ⅰ．寄附金について**

　寄附金は、学術研究に要する経費等、教育・研究の奨励や振興を目的として受け入れるもので、実験設備、消耗品、図書の購入、研究調査の旅費、学生の学資等として、活用され、教育・研究上極めて重要な役割を果たしております。その成果を通じて、広く社会に貢献することになります。

当該寄附により知的財産権を見返りとして受け取ることはできません。

　寄附金は、現金のほか、有価証券であっても受け入れることができます。

**Ⅱ．寄附の条件**

　１．寄附者は次のような条件を寄附金に付すことができます。

　　(1)　貸与又は給与する学生の範囲を定めること。

　　(2)　学術研究を指定すること。

　　(3)　寄附金によって研究した結果の簡単な報告を行うこと。

　　(4)　寄附金に係る収支決算の概要を提出すること。

　　(5)　寄附目的が完了したときは、使用残額を返還すること。

　２．次のような条件が付されている寄附金は、受け入れることができません。

　　(1)　寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。

　　(2)　寄附金による学術研究の結果で得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の無償譲渡を求めること。

　　(3)　寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。

　　(4)　寄附の申し込み後、寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。

　　(5)　その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件。

**Ⅲ　受入れ手続き**

　１．申し込み

　　寄附の申し込みは、「寄附金申込書」に必要事項を記入及び押印のうえ、本学宛て送付ください。

　２．受入れの決定

　　　「寄附金申込書」を受領してから、本学において内容を確認のうえ、受入れの要否を決定します。受入れを決定したときは、寄附申込者へ通知します。

　３．寄附金の納入方法

　　　本学より「振込依頼書」を郵送しますので、最寄りの銀行で手続き願います。

　４．領収証の送付

　　　入金確認後、「領収書」を郵送します。

**Ⅳ　税制上の優遇措置**

　寄附者には、税制上の優遇措置が設けられております。

１．法人の場合

寄附金の全額を損金に算入することができ、一般の寄附金の損金算入限度額と別枠です。

２．個人の場合

　　寄附金額（総所得金額等の40％が上限）から、2,000円を差し引いた額が課税所得

から控除されます。

　また、「寄附金税額控除申告書」と「寄附金受領証明書」を添付し、お住まいの

　税務署又は市役所へ申告することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受ける

ことができます。

|  |
| --- |
| お問い合せ先　　〒９４０－２１８８　　新潟県長岡市上富岡町１６０３－１　　長岡技術科学大学　産学連携・研究推進課　外部資金係　　ＴＥＬ　０２５８－４７－９２７７　ＦＡＸ　０２５８－４７－９０４０ |